

税務・財務・会計相談！
Q & A

買い手の立場から見る適格請求書対応 — 適格請求書の交付義務が免除される取引の仕入税額控除 —

高橋 宏和 (たかはし ひろかず)

高橋宏和会計事務所
公認会計士・税理士



令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式の導入に向けて、自社の業務における適格請求書の発行にあたり具体的な検討を始めた事業者の皆様も多いことと思います。新消費税法施行後においては、適格請求書の交付が困難な取引として一定の条件を満たす取引について適格請求書の交付義務が免除されており、その買い手においても一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能とされています。

本稿では、適格請求書の交付義務が免除されかつ、買い手でも帳簿の保存のみによって仕入税額控除が可能とされる取引である「公共交通機関の旅客運送に係る取引」「自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等」「郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス」の3つについて条件を確認します。

〔質問1〕

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関による旅客の運送とはどのような取引か教えてください。

〔回答〕

適格請求書の交付が免除されるのは3万円未満の公共交通機関による旅客の運送で以下の①から③の取引（以下公共交通機関特例とする）です。

① 船舶による旅客の運送のうち、一般旅客定期航路事業（13人以上の旅客定員を有する船舶（以下旅客船と言う）により一定の日程表に

従って運送する旨を公示して行う事業）及び人の運送をする貨物定期航路事業（旅客船以外で行う定期航路事業）並びに人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限る）であって対外航路以外のもの。

② バスによる旅客の運送で一般乗合旅客運送事業に加えて路線不定期運行（空港アクセスバス等）及び区域運行（旅客の予約等による乗合運行）。

③ 鉄道・軌道による旅客の運送のうち第一種鉄道事業（他人の需要に応じ鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業）及び第二種鉄道事業（他人の需要に応じ、自らが敷設した鉄道路線

以外の鉄道路線を使用して旅客又は貨物の運送を行う事業)並びに軌道法3条に規定する運輸事業として行う旅客の運送。

なお、3万円未満の判断については1回の取引の消費税込み価額が3万円未満かどうかで判断します。したがって、同一の新幹線で4人が移動する場合は4人分の切符の代金合計で判断しますが、1カ月分の運送代金が一括の請求書で支払われる場合等にはその明細の運送1回単位の金額で判断することとなります。また、駅構内への「入場料金」や「手回品料金」は旅客の運送に係る対価でないためこの特例の対象とならず、適格請求書の発行義務が課されることとなります。

公共交通機関特例の対象となる取引とそうでない(適格請求書の発行及び利用者側での保存が必要)取引の具体例をまとめると図①の通りです。

〔質問2〕

適格請求書の交付義務が免除される自動販売機及び自動サービス機による商品の販売等とはどのような取引か教えてください。






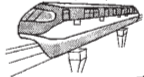
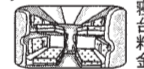






〔回答〕

適格請求書の交付義務が免除されるのは代金の受領と資産の譲渡等が自動で行われる機械装置であって、その機械装置のみで代金の受領と資産の譲渡等が完結する取引(以下自動販売機特例とする)のうち1取引あたりの税込金額が3万円未満の取引です。

例えば自動販売機による飲食料品の販売やコインランドリー等によるサービスは自動販売機特例の対象ですが、スーパーマーケットのセルフレジ

【図①】公共交通機関特例の具体例

乗り物の種類	適格請求書の発行及び利用者側での保存が免除される取引	適格請求書の発行及び利用者側での保存が必要な取引
船 舶	一般旅客定期航路事業(フェリー、水上バス) 不定期航路事業(港内遊覧船、クルーズ船) *乗合旅客の運送をするもののみ	貸切の海上運送 貨物の海上運送
バ ス	一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス、高速バス) 路線不定期運行(空港アクセスバス等) 区域運行(デマンド型(予約)乗合バス)	貸切バス バスツアー等 貨物の陸上運送
鉄道・軌道	JR・私鉄各社の旅客運送 モノレールの旅客運送 特急料金や寝台列車の寝台料金	鉄道による貨物の運送 入場料金や手回品料金

	船 舶	バ ス	鉄道・軌道
で適格請求書の発行及び利用者側	 フェリー 水上バス  クルーズ船	 路線バス 区域運行乗合バス  空港アクセスバス	 JR旅客運送  モノレール  寝台料金
で適格請求書の発行及び利用者側	貸切の海上運送  貨物の海上運送 	バスツアー  貨物の陸上運送 	鉄道による貨物運送  入場料金や手回品料金 

や自動券売機のように代金の精算や金券の発行が機械装置で行われるものの、資産の譲渡等は別途行われる場合には自動販売機特例の対象外となり、適格請求書の発行が必要となります。

また、現行消費税法においては、上記の取引に限らず、「3万円未満の課税仕入れ」であり「請求書の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」には法定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められていますが、令和5年10月1日以降はこれらの規定は廃止され、適格請求書の交付若しくは買い手での適格請求書の保存義務が免除される特例に該当する取引以外は3万円未満であっても適格請求書の保存が必要となるため注意が必要です。

自動販売機特例の対象となる取引とそうでない（適格請求書の発行及び利用者側での保存が必要）取引の具体例をまとめると図②の通りです。

【図②】自動販売機特例の具体例

利用者側 の保存 が 必要	自動販売機による販売	コインランドリー	コインロッカー	ATMによる手数料
利用者側 の保存 が 必要	食券制販売機による支払い	セルフレジの代金精算		

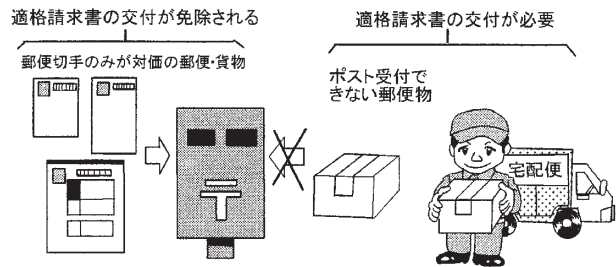
【質問3】

適格請求書の交付義務が免除される郵便切手を対価とする郵便サービスについて教えてください。

【回答】

適格請求書の交付が免除されるのは郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービスであって、郵便ポストに差し出されたものに限られます。したがって、郵便サービスであっても、郵便局の窓口で受け付けられるものや郵便切手類を対価とし

ない宅配業者によるサービス等については適格請求書の交付が必要となります。



【質問4】

前述の適格請求書の交付義務が免除される取引の買い手にて、帳簿の保存のみで仕入税額控除を受ける場合の一定の記載事項について教えてください。

【回答】

令和5年10月1日以降に買い手で帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められるためには以下の①から⑤の事項の記載が必要となります。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額
- ⑤ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨

このうち、①から④の事項については現行消費税法上も帳簿への記載が義務付けられている事項ですが、特に⑤の特例に該当する旨の記載については新たに記載を追加する事項となります。具体的には「公共交通機関特例」や「自動販売機特例」のような該当する特例名称の記載を追加することが考えられます。

今回確認した特例の他にも適格請求書の交付が困難な取引として委託販売に係る特例があり、買い手にて帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる取引にも従業員等に支給する出張旅費等の他様々な特例措置がありますので、4月号にて引き続きこれらについても確認していきたいと思えます。